

障害者スポーツ指導者養成における知的障害に関する 教育内容

時 本 英 知^{*}・増 田 貴 人^{**}

要旨：

本稿では知的障害者スポーツの指導者の専門性とその課題を明らかにすることを目的とした。そのために（公財）日本障害者スポーツ協会により展開されている「障害者スポーツ指導者制度」の指導教本を中心に「障害者スポーツの歴史的な経緯」「知的障害者スポーツがどのような流れを経て発展したのか」「障害者スポーツの指導者養成において知的障害がどのように扱われてきたのか」についての整理を試みた。

結果として、指導者養成における知的障害者スポーツに関する教育内容は「指導者の資質やスポーツの意義」「障害の特性とスポーツの効用」「指導上の留意点と工夫」「全国障害者スポーツ大会における実施競技と指導方法」を中心に整理され、障害者スポーツ指導者の養成講習が展開されていることが明らかとなった。「指導者の資質やスポーツの意義」については障害者スポーツ一般として、身体障害者スポーツにおいても共通して学ぶ内容である。これはスポーツ基本法の基本理念とも合致している。そして、「指導上の留意点と工夫」「全国障害者スポーツ大会における実施競技と指導方法」については新たな指導教本が発刊されるなかで、その内容が見直されてきた部分でもある。つまり、知的障害者スポーツの指導者特有の専門性がそれらに含まれていると考えられる。その一方で、2016（平成28）年までの指導教本に記載されている一部競技の指導方法において、知的障害者に対するスポーツの指導は健常者と同じ練習や指導方法で良いという内容の記載も見られた。このことから知的障害者スポーツにおいて具体的な指導上の留意点や指導方法が未だ明確ではなく、その指導者特有の専門性は曖昧であるという状況が明らかとなった。

キーワード：障害者スポーツ、スポーツ指導者、知的障害、教育内容

The educational contents about intellectual disabilities in sports coach training for persons with handicapped

Eichi TOKIMOTO and Takahito MASUDA

Abstract：

This paper aims to clarify the expertise and problems of the sports coach for ID (persons with intellectual disabilities). Therefore, we have attempted to sort out the following; (a)the historical background of sports for the disabled, (b)how sports for ID has been developing, and (c)how ID has been treated in training sports coaches for the handicapped. Analysis of this research has been used focusing on the training manuals used under the System of Sports Coaches for the Handicapped,

^{*} ときもとえいち 弘前大学大学院地域社会研究科地域政策研究講座，新潟青陵大学短期大学部 准教授
E-mail: eichitokimoto@gmail.com

^{**} ますだたかひと 弘前大学教育学部 准教授

which have been developed by the Japanese Para-Sports Association.

As a result, it was pointed that the educational contents for sports coaches for ID had been organized mainly into 4 points, and the coach training courses also had been provided based on this classification; that was, “Qualifications of coaches and meaning of sports”, “Characteristics of disabilities and benefits of sports”, “Instructional notes and innovations” and “Athletic events and instructional methods in the National sports festival for people with disabilities”. Especially, about the contents of “Instructional notes and innovations” and “Athletic events and instructional methods in the National sports festival for people with disabilities”, as training manuals had been reviewed and updated, it was considered that the expertise unique to sports coaches for ID has been included in them. In the meantime, the instructional methods described in the training manuals published in and before 2016 had contained the descriptions that coaching for the intellectually disabled can be the same as those for able-bodied persons in training and instructional methods.

This research has revealed that specific instructional notes and methods in sports for ID are not yet clear and that the expertise characteristic of such coaches is ambiguous at present.

Keywords : Sports for the disabled, Sports coach, Intellectual disabilities, Educational contents

I. 研究の背景と目的

2013（平成25）年9月、2020（令和2）年のオリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催決定後、障害者スポーツに対する報道も増え、社会的注目も徐々に高まっていったように見受けられる。一見すると、障害者スポーツの振興が順調に進んでいるように見え、またスポーツ基本法が目指す「全ての人々の権利」としてのスポーツの保障へと順調に向かっているようにも感じられる。しかしながらパラリンピック競技大会を構成する競技のうち、知的障害者の競技種目もないわけではないが陸上・水泳・卓球に限られており、その大半が身体障害者の競技種目であることは、社会的にはあまり認知されていないように思われる。

このような状況は、日本の障害者スポーツがどう歴史的に展開されてきたかに関連するよう見受けられる。すなわち、身体障害者スポーツが傷痍軍人のリハビリテーションとして早くから取り入れられてきた障害者スポーツの起点となってきた一方、知的障害者についてはスポーツに親しみ楽しむことができないと受け止められ、長らく積極的に取り組まれてこなかった¹⁾。そのため、知的障害者スポーツの展開は身体障害者スポーツと比べておよそ30年遅れて始まっているという指摘²⁾もある。

これは指導者の育成に目を向けても同様といえる。1964（昭和39）年に東京で開催されたパラリンピック競技大会を機に翌1965（昭和40）年に設立された（財）日本身体障害者スポーツ協会は、1966（昭和41）年から「身体障害者スポーツ指導者制度」を展開してきた。そして国連・障害者10年（1983-1992年）や冬季パラリンピック長野大会（1996年）などを受けた社会的要請から、障害の統合化が進められ、1999（平成11）年に（財）日本身体障害者スポーツ協会が（財）日本障害者スポーツ協会《2014（平成26）年以降は公益財団法人》へと改称された。このとき指導員の育成も、身体障害者スポーツには前身となる制度をもとに構築されたものの、知的障害者スポーツについてはそれに相当する確立された制度は見当たらないまま、身体障害者スポーツ指導者養成に知的障害者スポーツの指導を含めるかたちで「障害者スポーツ指導者制度」へと変更されている。指導者の育成にあたっては、それまで積み上げられた指導の実践や課題を通して専門性として構築されるものであることを考慮すれば、単純に身体障害者と知的障害者それぞれのスポーツの専門性が一致するとは考えにくい。

そこで本稿はこれらの問題意識をふまえ、(公財)日本障害者スポーツ協会により展開されている「障害者スポーツ指導者制度」の指導教本を主たる資料として、知的障害者スポーツの指導者の専門性とその課題を明らかにすることを目的とする。それを達成するために、以下の3つの手続きを踏む。第一に、背景となる障害者スポーツの歴史的な経緯を整理する。第二に、そのなかで、知的障害者スポーツがどのような流れを経て発展してきたのかを整理する。第三に、それらをふまえて、障害者スポーツの指導者養成にあたって知的障害がどのように扱われてきたのか、その教育内容を分析することとする。

II. 日本における障害者スポーツに関する動向

1. 「第13回ストック・マンデビル競技大会（1964年）」開催以前について

我が国では1949（昭和24）年に身体障害者福祉法が制定されると国立障害者リハビリテーションセンターの前身である国立身体障害者更生指導所が設立され、各地域にもリハビリテーションセンターが設立された。当時の日本にはまだ身体障害者のリハビリテーションにスポーツを取り入れるという考えはなく、設立されたリハビリテーションセンターではレクリエーション活動の場の提供が中心であった³⁾。それでも、このレクリエーションの取り組みが1951（昭和26）年にレクリエーション的な運動会として東京都身体障害者スポーツ大会の開催につながり、その後の各地域におけるスポーツ大会の開催へと広がっていった⁴⁾。

1950年代というイギリスのストック・マンデビル病院においてグッドマンが脊髄損傷者の治療としてスポーツを取り入れ、その成果を確認する目的で行っていた病院内のスポーツ大会が国際大会⁵⁾へと発展し始めた時期でもある。この取り組みやその効果については日本に伝えられ、身体障害者のリハビリテーションにスポーツが有効であるという認識が日本国内でも徐々に広まっていった。これによりストック・マンデビル競技大会の東京招致へとつながっていくのである。

1963（昭和38）年には厚生省社会局長通知として「身体障害者スポーツ振興について」が各都道府県知事と各指定都市市長あてに文章が送られた。そこには、身体障害者がスポーツを行う効果と国として積極的に推進することが記されており、政府として身体障害者スポーツを本格的に支援していくこととなる。これによりほとんどの都道府県で同年よりスポーツ大会を実施するようになった⁶⁾。また、翌年の東京で行われる第13回ストック・マンデビル競技大会（以降、第2回パラリンピック東京大会⁷⁾の開催に向けて（財）国際身体障害者スポーツ大会運営委員会が設立され、さらに全国聾学校体育連盟、日本ろうあ体育協会（現全日本ろうあ連盟スポーツ委員会）などの障害者スポーツ振興の基礎となる組織が形成されていくことになる⁸⁾。このように第2回パラリンピック東京大会の開催に向けて、日本における障害者スポーツの取り組みが本格的に動き始めたのである。

2. 「第2回パラリンピック東京大会（1964年）」開催とそれ以降について

1964（昭和39）年に開催された第2回パラリンピック東京大会は、第1部として脊椎損傷者を対象とした国際大会が開催され、第2部として海外選手を含む全ての身体障害者を対象とした国内大会が開催された⁹⁾。第2回パラリンピック東京大会の閉幕に伴い、翌年の1965（昭和40）年には（財）国際身体障害者スポーツ大会運営委員会を解散し、残余財産を引き継ぐ形で同年に（財）日本身体障害者スポーツ協会が設立された¹⁰⁾。また、同年には第2回パラリンピック東京大会の第2部として開催された国内大会を引き継ぐ形で、第1回全国身体障害者スポーツ大会が岐阜県で開催され、これ以降、毎年各都道府県の持ち回りで開催されていくことになる。

1964年以降について田中（2013）は「長野パラリンピックの招致が決まるまで、パラリンピックなどのような目立った歴史的なイベントは行われなかった。しかし、障害者スポーツは地域をベース

に発展を遂げた」¹¹⁾と述べている。1973（昭和48）年の厚生省社会局厚生課長通知「都道府県身体障害者スポーツ協会の設立について」が送られ、各都道府県・指定都市で身体障害者スポーツ協会の設立が進められた。これをきっかけに地域における障害者スポーツ振興が促進されるようになった¹²⁾。

さらに1974（昭和49）年には在宅の身体障害者を対象とした大阪市身体障害者スポーツセンター（現大阪市長居障害者スポーツセンター）が開設され、その後、1980（昭和55）年より段階的に同様の施設が全国で開設されていった¹³⁾。このスポーツセンターが「障害をもつ人がスポーツを楽しむ施設として、障害者スポーツ推進の拠点」¹⁴⁾となっていく。こうした進展は身体障害者スポーツがリハビリテーションとしての「単なる訓練の延長ではなく、スポーツとして競技に取り組む意識が見られるようになる」¹⁵⁾という変化をもたらした。また、1991（平成3）年には第7回冬季パラリンピック長野大会の開催が決定すると、開催されるまでの期間にパラリンピック採用競技を中心とした様々な競技団体が設立され、各競技で大会が開催されるようになった¹⁶⁾。

一方、知的障害者スポーツはそれまで限定的な活動にとどまっていたが、1981（昭和56）年に日本スペシャルオリンピック委員会（1992年解散）を発足させ、知的障害者の全国的なスポーツ大会を神奈川県で実施し、その後10年間で7回実施された¹⁷⁾。また、厚生省は国連・障害者の十年（1983-1992年）の最終年を契機として1992（平成4）年に全国知的障害者スポーツ大会を東京都で開催し、翌年以降も継続して実施されるようになった¹⁸⁾。

3. 「第7回冬季パラリンピック長野大会（1998年）」開催とそれ以降について

1998（平成10）年には第7回冬季パラリンピック長野大会が開催され、冬季パラリンピックとして初めて知的障害者の参加競技を設定¹⁹⁾し日本選手も参加した。これは国内組織や大会にも影響し、翌年の1999（平成11）年には、日本身体障害者スポーツ協会が日本障害者スポーツ協会へと改組し、身体障害、知的障害、精神障害のスポーツを統合して扱っていくこととなった。さらに、2001（平成13）年にはそれまで別々に開催されていた全国身体障害者スポーツ大会と全国知的障害者スポーツ大会を統合し、全国障害者スポーツ大会として開催されるようになった。この翌年の2002（平成14）年の第2回全国障害者スポーツ大会からは精神障害者のバレーボールがオープン競技として加わり、2008（平成20）年に正式競技となっている。

また、第7回冬季パラリンピック長野大会は各競技団体の組織化が進み競技力の強化が図られたため競技レベルが向上し、メディアで取り上げられることも多くなった²⁰⁾。そのような状況から厚生労働省の政策レポートには「広く国民が障害者スポーツをスポーツとして認識することになりました。これ以降、障害者スポーツは、一般的にイメージされていた『リハビリテーションの延長』という狭義のものから、生涯スポーツや競技スポーツなど、障害のない人々と同様に多様な目的で行われていることが知られるようになりました」²¹⁾と述べている。さらに、このような社会的な状況のなか2000（平成12）年には日本障害者スポーツ協会が日本体育協会へと加盟した。

第7回冬季パラリンピック長野大会後の日本の状況から藤田（2014）は「この時期は二つの統合化が進展している点の特徴である。一つは身体障害、知的障害、精神障害の三障害の統合化、もう一つは障害者スポーツと障害のない人のスポーツの統合化である」²²⁾と指摘している。

4. 「スポーツ基本法（2011年）」制定とそれ以降について

2011（平成23）年には、スポーツをめぐる状況の変化に対応しスポーツのさらなる発展と普及を目指すために、スポーツ基本法が制定された。この前文には「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であると記された。この対象には障害者も含まれており、基本理念に「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と明記された。2012（平成24）年には文部科学省がスポーツ基本法に基づいたスポーツ基本計画を策定し、「年齢や性別、障害等を問わず、

広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を10年間のスポーツ推進の基本方針とした。そのうえで概ね5年間に取り組む施策として第1期スポーツ基本計画を策定した。この期間の2014（平成26）年に障害者スポーツの所管が厚生労働省から文部科学省へ移管され、2015（平成27）年にスポーツ庁が発足し障害者スポーツを所管することとなった。その後、2017（平成29）年から5年間に取り組む施策として、第2期スポーツ基本計画が策定された。この内容には「障害者スポーツの振興等」が含まれており、そこには「障害者の週1回のスポーツ実施率（成人19.2%→40%、7～19歳31.5%→50%）」「総合型クラブへの障害者の参加促進（40%→50%）」「障害者スポーツ指導者の養成の拡充（2.2万人→3万人）」などの具体的な数値目標が掲げられている²³⁾。

このようにスポーツ基本法の施行以降、障害者スポーツに関する政策は大きく動いている。藤田（2014）が「障害者スポーツをスポーツ施策の一環として障がいのない人のスポーツとともに普及、振興するようになった」²⁴⁾と指摘し、また田中（2013）が「スポーツ政策において、今世紀よりようやく障害者にもスポーツの権利やスポーツ・フォー・オールの実現に向けた公共性担保の取り組みが始まろうとしている」²⁵⁾と指摘するように、障害者のスポーツは健常者のスポーツと一体的な振興が図られるようになったのはこの時期の大きな特徴といえよう。

Ⅲ. 日本における知的障害者スポーツの経緯と現状

1. 学校教育、福祉施設の現場における取り組みについて

日本における知的障害者スポーツは、1960年代までは入所施設、養護学校、特殊学級等での体育訓練や体育行事等での取り組みに限られていた。その後、1970年代になると、入所施設合同大会や養護学校体育大会が開催され始めた²⁶⁾。しかし、柴田ら（2003）によると、このころの「知的障害者スポーツはもっぱら養護学校における学校体育がその主流であった。その他、授産所や障害者更生施設内におけるレクリエーション的な活動がその主流であった。大会は、養護学校体育交歓会、授産所施設合同運動会等でそれぞれ組織内にとどまった活動であり、全国的な広がりはなかった」²⁷⁾と指摘している。

戦後における学校教育の主な目標は健康に働ける人間の育成であり、体育においては運動能力の向上、体力増進、集団参加による社会性の育成、心理的安定を目標とし、各学校や教師が独自性のある教材を模索しながら集団遊びや合同体操、ボール遊び、自転車乗りなどが行われていた²⁸⁾。その後、体育の目標に身体的活動能力の向上、社会適応力の養成、個人衛生上の態度習慣の形成とされ、整列や行進、訓練的指導が導入されるようになった²⁹⁾。しかし、実際に障害児教育が完全義務化となったのは1979（昭和54）年になってからであり、それまでは就学猶予や就学免除の措置が執られていた。つまり、完全義務化以前の教育対象は「比較的能力の高い、座って教員の話聞いていられる子どもたちが主」³⁰⁾であったため、知的障害児の多くが学校でスポーツを学ぶことができたようになったのはこの義務化以降であったといえる。以降の障害児教育の現場では「細かいルールのあるスポーツを親しむことのできる子どもと、それがかなわない子どもとの能力のばらつきが拡大し、教員は教育目標の設定や指導方法に工夫が迫られ」³¹⁾るようになった。藤田（2013）は、障害の重度重複化傾向が顕著となった影響から「教育目標は自立論を問い直し、発達保障論への注目が見られた。体育においても発達論的運動プログラムの展開やからだ学習、養訓的体育学習あるいは、遊びに関する学習や指導など新しい指導形態が模索された」³²⁾と述べている。

1981（昭和56）年に第1回スペシャルオリンピック全国大会が開催されると、学校や学校教育を終えた知的障害者に大会参加という目標を与え、その結果、少しずつ学校内における課外クラブ活動が始まり、福祉施設や個人でも競技スポーツ活動が始まった³³⁾。さらに、1992（平成4）年からは全

国知的障害者スポーツ大会が開催されるようになり、競技性の高い活動の展開につながっていくことになる。

2. 全国障害者スポーツ大会について

前述したが第2回東京パラリンピック東京大会を契機として、1965（昭和40）年に第1回全国身体障害者スポーツ大会が開催され、身体障害者を対象とした全国規模の大会が始まった。一方、知的障害者スポーツは、1981（昭和56）年に全国規模の大会として第1回日本スペシャルオリンピック全国大会が実施されている。しかし、この大会と運営する組織は寄付協賛金でまかなわれ、公的な支援が十分でない中で、関係者の自主的な努力によって実現したものであった³⁴⁾。ただし、こうした取り組みや養護学校や入所施設で行われる大会などの影響もあり、次第に全国規模の大会開催が関係者の間から望まれるようになった³⁵⁾。そして、国連・障害者の十年（1983-1992年）の最終年を契機として厚生省（当時）は1992（平成4）年に第1回全国知的障害者スポーツ大会（ゆうあいピック）を東京で開催した。これにより各都道府県・指定都市において知的障害者を対象としたスポーツ大会等が開催されるなど、知的障害者が積極的に参加するための事業に対して予算措置が打ち出されていくことにつながった³⁶⁾。

全国知的障害者スポーツ大会の目的は「知的障害者のスポーツの一層の発展を図るとともに、社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加の促進に寄与すること」³⁷⁾として開催された。13歳以上の療育手帳所持者および知的障害者の教育期機関の在學生や卒業生、施設や作業所等の福祉施設入所者を参加対象とし、障害の程度は問われない。実施される競技は10競技が行われ、年齢や障害の程度、競技レベルに配慮し組み合わせるなどの競技運営上の配慮をきめ細かくしたり、個人競技では入賞者のみならず入賞しなかった者全員に敢闘賞を授与し手厚く表彰されるようにしたりと、様々な配慮がなされた³⁸⁾。この大会はその後、2000（平成12）年の第9回大会まで開催された³⁹⁾。

1998（平成10）年には、厚生省事務次官による私的懇談会「障害者スポーツに関する懇談会」が開催された。そのなかで「現在別々に開催されている全国身体障害者スポーツ大会とゆうあいピックについて、21世紀の初頭を目処に、競技性を加味しつつ統合実施を行うべきである」と報告された⁴⁰⁾。これを受け2001（平成13）年全国身体障害者スポーツ大会と全国知的障害者スポーツ大会が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として毎年、国民体育大会のあとに同じ都道府県で開催されることとなった⁴¹⁾。

この全国障害者スポーツ大会は「障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的」⁴²⁾として開催されている。

3. 現状と課題について

知的障害者スポーツは身体障害者スポーツと比べると約30年遅れてスタートしたものの、その後は身体障害者スポーツや精神障害者スポーツと統合化して進められ、さらに障害のない人のスポーツと一体的に進められるようになった。そのため、知的障害者スポーツは一見すると順調に発展しているようだが、未だいくつもの課題が散見される状況も残されている。

例えば、2016（平成28）年度に実施された「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」によると、知的障害者スポーツの課題として「学齢期には、学校や学校単位で集まる保護者など、周囲がスポーツの機会（学校体育、部活動・クラブ活動、サークルなど）を提供するが、卒業後は指導者（教員）、場所（学校）、仲間（同級生とその保護者）とのつながりが保てず、スポーツをする環境を自分たちで新たに確保できないために、スポーツをしなくなる者がいる」⁴³⁾と指摘している。さらに「スポーツを面白いと感じるきっかけに恵まれず、結果としてスポーツに関心がなくなる可能性があり、

スポーツが好きになる経験ができるよう、環境を整える必要がある⁴⁴⁾と指摘している。このように知的障害者を対象としたスポーツ環境は現在も学校の授業等における活動が中心となっており、地域で誰もが参加できるスポーツクラブ等の活動は依然少ない状況が窺える。

また、2012（平成24）年度に実施された「地域における障害者スポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究」における「総合型地域スポーツクラブの障害者スポーツ振興に関する調査」の結果によると、障害者が参加しているクラブは30.6%で、そのなかで知的障害は38.9%であった。また障害者の参加者状況としては「一般のプログラムに特別な配慮なく参加している（していた）」割合が65.5%で、「障害者を対象とした特別なプログラムに参加している（していた）」割合が13.3%であった⁴⁵⁾。この結果から後藤（2017）は生涯スポーツ社会の実現に対して「文部科学省の思惑通りにスポーツ振興が進んでいるとは言えそうにありません」と指摘し、さらに総合型地域スポーツクラブへの障害者の参加についても「特に配慮の必要がない障害の程度の人への参加が多いと推察できます⁴⁶⁾」と指摘している。このように、個々の障害の状況やライフステージにあった活動環境が整っておらず、活動が継続しにくい状況にあることが窺える。

これらの課題は、予算規模などの経済的な要因や活動場所の確保などの環境的な要因、引率などにおける家族の負担といった要因も考えられるが、活動をサポートする人材の確保や育成といった人的な要因も大きく影響していると考えられる。

IV. 障害者スポーツにおける指導者養成の経緯と現状

1. 緒言

前述した「総合型地域スポーツクラブの障害者スポーツ振興に関する調査」の結果によると、総合型地域スポーツクラブは「障害者の参加が可能になるために必要な課題」として「障害者に対応できる指導者の確保」（83.0%）を最も多く挙げていた⁴⁷⁾。さらに「障害者を受け入れるために希望する支援」として「クラブのスタッフを対象とした障害者の受入れ・障害者スポーツ導入のための講習会や研修会」（68.7%）を最も多く挙げていた⁴⁸⁾。この結果に対し後藤（2017）は「福祉施設指導員や支援学校教員他を対象とした身体を動かす楽しさを伝達するスポーツ講習会時に採集した質問紙の回答でも、ほぼ同様に指導者の養成、指導マニュアルという答えが多数でした⁴⁹⁾」と述べている。知的障害者スポーツ振興においても指導者養成は重要な課題の一つといえる。

そこでこの節では、日本における障害者スポーツ指導者の養成に焦点をあて、その経緯と現状について整理する。

2. 障害者スポーツの指導者養成に関する経緯について

我が国における障害者スポーツの指導者養成は、1965（昭和40）年の全国身体障害者スポーツ大会の翌年1966（昭和41）年に当時の厚生省が日本身体障害者スポーツ協会に委託し、東京で2日間の「身体障害者スポーツ指導者講習会」を開催したのが最初である⁵⁰⁾。金子（2019）によると「滞りなく大会を運営するためには、大会を運営する人々や選手を派遣する都道府県関係者の大会に対する理解の促進などが不可欠であった。こうした過程の中で、指導者を養成することの必要性が顕在化していった⁵¹⁾」ことが影響し始まったとしている。そのため、第1回の受講者は都道府県障害関係者が26名と多くなっており、リハビリテーション等の施設関係者25名、医療機関の関係者10名、養護学校・盲学校・ろう学校の学校関係者が3名、身体障害者団体関係者が1名という内訳であった⁵²⁾。当初の講習会の開催目的が「身体障害者の機能訓練の促進とスポーツ振興」であったため、その内容が反映された受講者だったことが窺える。

その後、1968（昭和43）年からは「身体障害者スポーツ指導者認定講習会」と名称を変更し、目

のも「身体障害者のスポーツの健全な普及・振興」へと見直された。1973（昭和48）年からは名称が「身体障害者スポーツ指導者研修会」へと変更し、日程も12日間にわたって実施されるようになった。さらにこの年からブロックレベルの地方における講習会も始まっている。これにより藤原(2004)は「スポーツ大会のための講習会から、障害者の日常生活におけるスポーツ指導や競技力の向上を目指す障害者の指導者が少しずつではあるが育っていった」⁵³⁾と指摘している。

1985（昭和60）年になると「(財)日本身体障害者スポーツ協会公認身体障害者スポーツ指導者制度」を発足させた。この制度は日本体育協会（現日本スポーツ協会）の指導者制度を参考に組み立てられたもの⁵⁴⁾で、資格を身体障害者スポーツ指導員（現初級）、上級身体障害者スポーツ指導員（現中級）、特別上級身体障害者スポーツ指導員（現上級）、身体障害者スポーツコーチ（現スポーツコーチ）に分けて資格を設定した⁵⁵⁾。その後、1999（平成11）年には（財）日本身体障害者スポーツ協会が（財）日本障害者スポーツ協会へ改組したのを機に、「(財)日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者制度」と名称を変更させた。2009（平成21）年には「(財)日本障害者スポーツ協会公認資格認定制度」へと改称し、資格取得方法を整理した。さらに、2011（平成23）年には「(財)日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者制度」へと改称した。

この間、1993（平成5）年には資格取得制度が発足し、専門学校、短期大学、大学在学中に資格取得できるようになった。また、2001（平成13）年からは日本体育協会（現日本スポーツ協会）の公認指導員を対象とした中級指導員養成研修会がはじまり、翌2002（平成14）年からは日本理学療法士協会登録理学療法士を対象とした中級指導員養成講習会が始まった。このような取り組みを通して障害者スポーツ指導者の資格登録者数を増やしていった。さらに、2005（平成17）年には障害者スポーツ医の資格制度が確立させ、2009（平成21）年に「(財)日本障害者スポーツ協会公認スポーツトレーナー」の設定、2011（平成23）年には障害者スポーツコーチ資格が障害者スポーツ医や障害者スポーツトレーナーと同様の独立した資格とし、その資格の専門性を確立させた。2014年には日本障害者スポーツ協会の名称が「(公益)日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴って、現在の「(公財)日本障害者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者制度」となった。

このように障害者スポーツの指導者制度を整備し発展させるなかで指導者の活動を支援するために、1985（昭和60）年に都道府県・指定都市の指導者によって都道府県・指定都市単位の指導者協議会が発足させた。1994（平成6）年には全国8ブロックからなる協議会となり、翌1995（平成7）年にはその代表者からなる「身体障害者スポーツ指導者代表者会議」を発足している⁵⁶⁾。その後、1999（平成11）年には（財）日本障害者スポーツ協会への改組に伴い、障害者スポーツ指導者協議会として協会組織へと位置付けられた。この障害者スポーツ指導者協議会は、指導者の活動を支援し活性化させると同時にその資質の向上を目的として活動している。

3. 障害者スポーツ指導者養成講習の基準カリキュラムに記載された知的障害に関する講習内容

前項では障害者スポーツの指導者養成の経緯について整理したが、本項では障害者スポーツ指導者養成研修ならびに障害者スポーツ指導員養成講習会（以下養成講習会）の公認障害者スポーツ指導者養成研修基準カリキュラムならびに障害者スポーツ指導員基準カリキュラム（以下基準カリキュラム）の内容と講習時間について整理する。

なお、2001（平成13）年度以降の上級障害者スポーツ指導員の基準カリキュラムにおいては障害各論等が含まれておらず、他の講習科目においても知的障害に関する内容の記載は見られない。また、上級障害者スポーツ指導員取得のための養成講習会に対応する指導教本は発行されていない。以上のことから本稿では初級ならびに中級の基準カリキュラムと指導教本を対象に整理している。

（財）日本障害者スポーツ協会へと改組された以降の基準カリキュラムにおいて、変更や改正加えられたものを中心に整理を行った。各基準カリキュラムにおける知的障害に関する記載内容は表1に示す通りである。

2000（平成12）年度の基準カリキュラムにおける知的障害者に関する内容は、初級スポーツ指導員（24時間）では知的障害に関する内容は特に設定されていない。一方、中級スポーツ指導員（66時間）では「スポーツの経営管理」として「ゆうあいピックの概要」（1時間）が設定され、「スポーツ指導」として「スポーツ指導上の留意事項（知的障害）：一般的なことと障害のための留意点」（2時間）が設定されていた。さらに「スポーツ実技」では「ゆうあいピックの実施競技・種目の実技実習」（3時間）と「レクリエーション実技（知的障害）」（2時間）が設定されていた⁵⁷⁾。

2001（平成13）年度の基準カリキュラムの内容では、初級スポーツ指導員（24時間）では「障害の理解」として「障害概論：全国障害者スポーツ大会の障害区分にかかわる障害」（2時間）が設定されたが、知的障害に関する内容をどのくらいの時間を設定するかは記されていない。また、中級スポーツ指導員（63時間）では「全国障害者スポーツ大会の概要」（1時間）が設定され、「スポーツ実技」で「全国障害者スポーツ大会実施競技・種目の実技実習」（12時間）として設定された。さらに「スポーツ指導」の「スポーツ指導上の留意事項（知的障害）：一般的なことと障害のための留意点」（2時間）と「スポーツ実技」の「レクリエーション実技（知的障害）」（2時間）は2000年度の基準カリキュラムと同様に設定された⁵⁸⁾。なお、この年より全国身体障害者スポーツ大会と全国知的障害者スポーツ大会を統合し、全国障害者スポーツ大会が開催されている。

2004（平成16）年度の基準カリキュラムの内容については、初級スポーツ指導員（24時間）では「スポーツ医学」の「障害の理解：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の対象となる主な障害の概説」（3時間）として設定されたが、具体的な時間配分は記されていない。次に中級スポーツ指導員（60時間）では「④スポーツ医学」の「障害各論：障害者スポーツに親しむために必要な最低限度の障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害、知的障害、精神障害）についての基礎的理解」（14時間）として設定されているが、時間配分までは記されていない。さらに、「スポーツ実技」では「重度障害や知的障害の親しめる軽スポーツ：既存のスポーツに捕らわれず重度障害者の親しめるスポーツや知的障害者の親しめるスポーツの考案と実習」（3時間）が設定された⁵⁹⁾。なお、この年に「身体障害者のスポーツ指導の手引」が「障害者のスポーツ指導の手引」へと改訂され、知的障害者に関する内容が盛り込まれている。

2009（平成21）年度は（財）日本障害者スポーツ協会公認資格認定制度へと改称し、資格取得方法が整理されている。そのため、2009年度の基準カリキュラム全体として大きく見直された。知的障害に関する内容については、まず、初級障害者スポーツ指導員（18時間以上）では「障害の理解とスポーツ：各障がいの主な特性を学び、その特性に配慮しながら安全にスポーツ実施させるために必要最小限の知識」（5時間以上）が設定され、知的障害を2時間以上設定するよう指定された。また、実技・実習として「障害に応じたスポーツの工夫・実施：実際に行われているスポーツを体験し障害に応じて工夫」（2～4時間）が設定された。次に中級障害者スポーツ指導員（56時間以上）では「障害各論：障害の種類や特性を学び、より専門的な指導ができるような知識」（11時間以上）が設定され、知的障害を3時間以上設定するよう指定された。さらに「障害者のスポーツ指導における留意点：各障害に応じた指導上の留意点」（3時間）が設定された⁶⁰⁾。この時期より障害各論等で明確な時間設定がなされるようになり、確実な学習時間の確保がなされるようになった。

2020（令和2）年度は約10年ぶりに基準カリキュラムを改正している。まず、初級障害者スポーツ指導員（21時間以上）では「障がいの理解：各障がいの主な特性や、実際のスポーツ活動場面で活かせる各障がいに関する知識と指導上の配慮点を身につける」（6時間以上）を設定したが、知的障害（発達障がいを含む）の内容は前回の基準カリキュラムの2時間から1.5時間と減少している。また、「各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫：障がいのある人が、スポーツやレクリエーションを安全に楽しむためのルール・用具の工夫の仕方や、指導員としての留意点・接し方について実技を通して学ぶ」（3時間）が設定されたが、知的障害をどの程度含むかは指定されていない。次に中級障害者スポーツ指導員（57時間以上）では「障害各論：障がいの種類や特性について医学的な知識

を学び、日常性やスポーツ現場で関わるうえでの留意点について学ぶ」(12時間以上)を設定し、知的障害(発達障がいを含む)を3時間設定するように指定している。また、「発育・発達に応じた指導法:知的障がいの特性に応じた発育・発達の観点から運動指導の留意点について学ぶ」(3時間)設定された⁶¹⁾。

約20年間の基準カリキュラムを通して、身体障害・知的障害・精神障害の統合がなされたばかりの2000(平成12)年度こそ、初級スポーツ指導員に知的障害に関する内容が記されていない状態があったが、その後の知的障害に関する内容や時間数にはあまり大きな変化は見られていない。

表1 基準カリキュラムに記された知的障害に関する講習内容と設定時間

年度	記載内容と設定時間		備考
2000年度 (平成12年度) 公認障害者スポーツ指導者養成研修 基準カリキュラム	初級:講習時間24時間 ・記載なし	中級:講習時間66時間 ①スポーツの経営管理 iii ゆうあいピックの概要(1時間) ③スポーツ指導 iii スポーツ指導上の留意事項(知的障害) (2時間) ④障害の理解 i 障害各論(I)骨・関節、神経、視覚、聴覚、知的障害、てんかんなど(14時間) ⑥スポーツ実技 iii ゆうあいピックの実施競技・種目の実技実習(3時間) iv レクリエーション実技(知的障害)(2時間)	1999年8月に(財)日本障害者スポーツ協会へ改組
2001年度 (平成13年度) 公認障害者スポーツ指導者養成研修 基準カリキュラム	初級:講習時間24時間 ⑤障害の理解 i 障害概論:全国障害者スポーツ大会の障害区分にかかわる障害(2時間)	中級:講習時間63時間 ①スポーツの経営管理 i 全国障害者スポーツ大会の概要(1時間) ③スポーツ指導 iii スポーツ指導上の留意事項(知的障害) (2時間) ⑥スポーツ実技 ii 全国障害者スポーツ大会実施競技・種目の実技実習(12時間) iii レクリエーション実技(知的障害)(2時間)	第1回全国障害者スポーツ大会開催
2004年度 (平成16年度) 公認障害者スポーツ指導者養成研修 基準カリキュラム	初級:講習時間24時間 ④スポーツ医学 i 障害の理解:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の対象となる主な障害の概説(3時間)	中級:講習時間60時間 ④スポーツ医学 i 障害各論:障害者スポーツに親しむために必要な最低限度の障害についての基礎的理解(14時間) ⑥スポーツ実技 iii 重度障害や知的障害の親しめる軽スポーツ(3時間)	障害者のスポーツ指導の手引を発刊
2009年度 (平成21年度) 障害者スポーツ指導員養成講習会 基準カリキュラム	初級:講習時間18時間以上 ・障害の理解とスポーツ各障害の主な特性を学び、その特性に配慮しながら安全にスポーツ実施させるために必要最小限の知識(身体:2時間以上、知的:2時間以上、精神30分以上 合計5時間以上) ・障がいに応じたスポーツの工夫・実施(2~4時間)	中級:講習時間56時間以上 ・障害各論 障害の種類や特性を学び、より専門的な指導ができるような知識(身体:6時間以上、知的3時間以上、精神2時間以上 合計11時間以上) ・障害者のスポーツ指導における留意点 各障害に応じた指導上の留意点(3時間)	公認資格認定制度へと改称し、資格取得方法を整理
2020年度 (令和2年度) 障がい者スポーツ指導員養成講習会 基準カリキュラム	初級:講習時間21時間以上 ・各障がいの理解(身体:3時間、知的障がい(発達障がい含む)1.5時間、精神障害1.5時間 合計6時間以上) ・各障がいのスポーツ指導上の留意点と工夫(3時間)	中級:講習時間57時間以上 ・障がい各論(身体7.5時間以上、知的障がい(発達障がい含む)3時間、精神障害1.5時間 合計12時間以上) ・発育、発達に応じた指導法 知的障がいの特性に応じた発育、発達の観点から指導の留意点を学ぶ(3時間)	基準カリキュラムを大幅に改正

(日本障がい者スポーツ協会が指定する各障がい者スポーツ指導員基準カリキュラムをもとに筆者が作成)

4. 障害者スポーツ指導者養成講習に用いられる「指導の手引」ならびに「指導教本」に記載された知的障害に関する内容

前項に引き続き、初級ならびに中級の基準カリキュラムと指導教本を対象に、養成講習会で活用される「障害者のスポーツ指導の手引」や「障害者スポーツ指導教本」（以下 指導教本）等の内容について整理する。

これまで日本障害者スポーツ協会が作成した障害者スポーツの指導者を対象とした参考書は6冊発行されている。各参考書における知的障害に関する記載内容については表2に示す通りである。

まず、1997（平成9）年には日本身体障害者スポーツ協会がはじめて身体障害者スポーツ指導者向けの参考書「身体障害者のスポーツ 指導の手引」を発刊している。この頃はまだ身体障害者を対象としたスポーツ指導者を養成している段階であったため、指導の手引の内容は身体障害者に関する内容がほとんどであった。しかし、そのなかでも「第3編 障害者とスポーツ、第1章 スポーツを楽しむための留意事項—スポーツ指導論—、2トレーニング概論」に「(6) 知的障害者のトレーニングの可能性」として、わずか13行ではあるが知的障害者に関して記載された。内容としては知的障害児の例を挙げ、ランニング・トレーニングを通して整理的に体力や運動能力の向上が見られ、心理的な成長が見られたことが記載している。また、巻末の参考資料には「知的発達障害」についての解説が6ページ弱にわたり記載されている⁶²⁾。発刊した時期は第7回冬季パラリンピック長野大会を翌年に控え、知的障害者スポーツが活発になり始めた頃でもあった。

2004（平成16）年には2冊目となる「障害者のスポーツ指導の手引（第2次改訂版）」が発刊された。前回の手引と比べると知的障害に関する内容が増え「第1編 地域社会と障害者、第1章『障害者の福祉』はどのように行われているか、2障害者の福祉施策-身体障害者・知的障害者への福祉施策-」には、「3）知的障害者福祉法に基づく施策」として知的障害者福祉法の目的や理念、対象、関係機関、サービス内容、費用負担について約2.5ページにわたり記載されている。さらに「第2編 障害者とスポーツ、第1章 どのような『障害』があるか」には、「5. 知的発達障害」として障害の定義や原因、知的障害を有する障害や発達障害に関する記載が約7ページにわたり記載されている。そして、「第3編 からだと障害、第3章 からだの仕組み 4. トレーニング概論」には、「(6) 知的障害者のトレーニングの可能性」が前回の手引きと同じく、知的障害児の例を挙げ整理的な体力や運動能力の向上と、心理的な成長が見られたことが記載されている⁶³⁾。

2009（平成21）年は（財）日本障害者スポーツ協会公認資格認定制度へと改称され、資格取得方法が整理された。それに合わせてこれまでの「指導の手引」を全面的に見直し、書名を「障害者スポーツ指導教本 初級・中級」とし、初級障害者スポーツ指導員と中級障害者スポーツ指導員の養成講習会のテキストとして発刊されたものである⁶⁴⁾。知的障害に関する記載量としては約27ページとなっており、2004年（平成16年）に発刊した「障害者のスポーツ指導の手引（第2次改訂版）」の約10ページから大幅に増えている。また、記載内容としては、それまで知的障害に関する法律や政策、障害の特性が中心であったが、それらに加えてスポーツ指導時の留意点と具体的な活動内容を「事例報告」を用いて解説している。さらに、過去に行われていた全国知的障害者スポーツ大会を簡単に説明したうえで、全国障害者スポーツ大会の歴史的背景と意義や目的、実施競技の指導法について、競技ごとに解説している。その指導法では「バスケットボール指導法については、健常者と全く同じように練習を行なっていけば良い」⁶⁵⁾、「基本的には健常者に指導するバレーボールと何ら変わらない」⁶⁶⁾などと記載されている。一方で「プレーのイメージをもたせやすくするための視覚的支援や具体物を用いて練習を積み重ねている」⁶⁷⁾、「身体活動経験の少なさも不利に働くことがある。したがって練習においては、楽しさ・面白さを感じながらプレーできるように配慮することが必要」⁶⁸⁾などの知的障害に配慮した記載も見られた。ただし、それらの具体的な取り組み方法などについては言及されていない。

2012（平成24）年に発刊した「障害者スポーツ指導教本 初級・中級（改訂版）」は、前年2011（平成23）年に（財）日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者制度への変更、内部障害認定範囲の拡大、スポーツ基本法の施行に伴う障害者スポーツ支援施策の変更を踏まえ修正した内容となっている。そのため、知的障害に関する記載内容については改訂前と全く同じ内容となっている⁶⁹⁾。

2016（平成28）年に発刊した「新版 障がい者スポーツ指導教本 初級・中級」は2012（平成24）年のスポーツ基本計画の策定や2014（平成26）年の障害者スポーツの所管が文部科学省へ移管、2015（平成27）年のスポーツ庁の新設などの環境の変化を踏まえ、当時の日本のスポーツ推進体制や指針、障害者スポーツ振興に対応させている⁷⁰⁾。知的障害に関する記載内容としては、第10章「知的障がい者とスポーツ・レクリエーション」の内容として、「知的障がいの分類と特徴」、「運動スポーツの効用」、「指導上の留意点」、「代表的なスポーツ」という流れで記載されており、対象となる者の発達段階や運動能力、得意不得意に応じ支援・指導する必要性が記載されている。一方で前回の指導教本にあった具体的な活動内容に関する「事例報告」はなくなった。その他、前回の指導教本と同様に全国障害者スポーツ大会の歴史的背景と実施している各競技の指導法について解説している。各競技の指導法は写真等を活用しながらより詳しく解説されているためページ数が増えている競技が複数見られる。なかでも「バレーボール（知的障がい）」では「一連の動き、技術をより細分化することで重要なポイント明らかにしたり、動きにリズムをつけてイメージしやすくなることも大切⁷¹⁾」とし、指導例を写真で解説しながら紹介している。

2020（令和2）年に発刊した「障がいのある人のスポーツ指導教本（初級・中級）2020年改訂カリキュラム対応」は、スポーツ指導者の暴力・ハラスメントや組織や団体のガバナンス・コンプライアンス違反などの問題を背景に進めた基準カリキュラム改正を反映させた内容となっている⁷²⁾。そのため、知的障害に関する記載内容の構成は前指導教本から大きく変更されていない。ただし、全国障害者スポーツ大会競技の指導法における「バスケットボール（知的障がい）」では、それまでの教本に記されていた「健常者と全く同じように練習を行なっていけば良い」という記述が、「選手の実態に応じて健常者の方が日頃行っている練習、ファンダメンタルをしっかりと行なっていくことが大事である⁷³⁾」へと変更された。その他の競技についても一部構成を変更した程度で前指導教本から内容は大きく変更されていない。

ここではあくまでも、知的障害者スポーツの指導において専門的に学ぶべき内容を整理するというねらいから、知的障害に限定したものについて整理している。そのため、障害の種別に関係なく、全ての指導者が共通して学ぶべきものについては含んでいないことを付け加えておく。

表2 指導者向け参考書に記された知的障害に関連する記載内容

発行年	タイトル	知的障害者に関する記載内容と記載量
1997年 (平成9年)	身体障害者のスポーツ指導の手引	<ul style="list-style-type: none"> ・第3編、第1章、2「トレーニング概論」 (6)「知的障害者のトレーニングの可能性」(13行) ・巻末参考資料「知的発達障害」(約6ページ)
2004年 (平成16年)	障害者のスポーツ指導の手引	<ul style="list-style-type: none"> ・第1編、第1章、2「障害者の福祉施策-身体障害・知的障害への福祉施策」 3)「知的障害者福祉法に基づく施策」(約2.5ページ) ・第2編、第1章「どのような『障害』があるか」、5「知的発達障害」(約7ページ) ・第3編、第3章、4「トレーニング概論」 6)「知的障害者のトレーニングの可能性」(13行)
2009年 (平成21年)	障害者スポーツ指導教本 初級・中級	<ul style="list-style-type: none"> ・第Ⅱ編、第2章「障害の理解とスポーツ」 2「知的障害者とスポーツ・レクリエーション」(約3.5ページ) ・第Ⅱ編、第3章「指導上の留意点」 4「知的障害者のスポーツ指導時の留意点および事例」(約5ページ) ・第Ⅲ編、第1章、2「全国障害者スポーツ大会の歴史」 (2)「全国知的障害者スポーツ大会(ゆうあいピック)」(約0.5ページ) ・第Ⅲ編、第3章「全国障害者スポーツ大会競技種目の指導法」 8「バスケットボール(知的障害)の指導法」(約2.5ページ) 10「バレーボール(知的障害)の指導法」(2ページ) 12「ソフトボールの指導法」(約2.5ページ) 13「サッカーの指導法」(約2ページ) 14「フットベースボールの指導法」(約2ページ) 15「ボウリングの指導法」(約2ページ) ・第Ⅳ編、第2章「障害各論」、2「知的障害」(約5ページ)
2012年 (平成24年)	障害者スポーツ指導教本 初級・中級 (改訂版)	2009年(平成21年)発行の「障害者スポーツ指導教本 初級・中級」と知的障害に関する記載内容は同じ
2016年 (平成28年)	新版 障がい者スポーツ指導教本 初級・中級	<ul style="list-style-type: none"> ・第Ⅲ編、第8章、2「障がいの概要」、(2)「知的障がい」(5行) ・第Ⅲ編「障がいの理解とスポーツ」 第10章「知的障がい者とスポーツ・レクリエーション」(約6ページ) ・第Ⅳ編、第13章「全国障害者スポーツ大会」 3「全国障害者スポーツ大会の実施競技」(約4ページ) ・第Ⅳ編、第15章「全国障害者スポーツ大会競技種目の指導法」 8「バスケットボール(知的障がい)」(4ページ) 10「バレーボール(知的障がい)・コラム」(5ページ) 13「サッカー」(約3ページ) 14「フットベースボール」(2ページ) 15「ボウリング」(2ページ) ・第Ⅴ、第18章「障がい各論」、5「知的障がい」(約8ページ)
2020年 (令和2年)	障がいのある人のスポーツ指導教本(初級・中級) 2020年改訂カリキュラム対応	<ul style="list-style-type: none"> ・第Ⅴ編、第14章、2「障がいの概論」、(2)「知的障がい」(5行) ・第Ⅴ編、第15章「障がい各論」、5「知的障がい」(約8ページ) ・第Ⅵ編、第18章「障がい者のスポーツ指導における留意点」 2「知的障がい」(5.5ページ) ・第Ⅶ編、第25章「全国障害者スポーツ大会の実施競技と障害区分」 1「大会実施競技と競技規則」(約4ページ) ・第Ⅶ編、第27章「全国障害者スポーツ大会競技種目の指導法と競技規則」 8「バスケットボール(知的障がい)」(4ページ) 10「バレーボール(知的障がい)・コラム」(4ページ) 13「サッカー」(4ページ) 14「フットベースボール」(4ページ) 15「ボウリング」(2ページ)

(日本障がい者スポーツ協会が作成した各手引ならびに指導教本をもとに筆者が作成)

V. 考察

本稿は、知的障害者スポーツの歴史的経緯や発展過程を整理するとともに、(公財)日本障害者スポーツ協会により展開されている「障害者スポーツ指導者制度」における養成講習会の基準カリキュラムと指導教本を主たる資料として、障害者スポーツの指導者養成にあたって知的障害がどのように扱われてきたのか、その教育内容を分析してきた。これまでの基準カリキュラムや指導教本から読み取れる教育内容としては、「指導者の資質やスポーツの意義」「障害の特性とスポーツの効用」「指導上の留意点と工夫」「全国障害者スポーツ大会における実施競技と指導方法」が中心に整理され、養成

講習で展開されていると考えられる。

「指導者の資質やスポーツの意義」については障害者スポーツ一般として、身体障害者スポーツにおいても共通して学ぶ内容である。これはスポーツ基本法の基本理念とも合致している。2011年に制定されたスポーツ基本法の前文にはスポーツは「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」であり、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であると記されている。さらに、その基本理念には「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と明記された。このようにスポーツはすべての人にとって価値があり、意義あるものとして示されている。

一方、「障害の特性とスポーツの効用」「指導上の留意点と工夫」「全国障害者スポーツ大会における実施競技と指導方法」については知的障害者スポーツ独自の側面が含まれていると考えられる。特に「指導上の留意点と工夫」「全国障害者スポーツ大会における実施競技と指導方法」の内容は新たな指導教本が発刊されるなかで、その内容が見直された部分でもある。これは知的障害者にとってのスポーツが、当初はレクリエーションを目的として行われ、どちらかといえば手段的、非継続的な活動が多かった状況から、大会の参加を目標としスポーツ本来の楽しむための活動とする目的的で日常的な活動として行う⁷⁴⁾ 状況へと変化した結果とも考えられる。それは言わば、知的障害者スポーツの指導者特有の専門性が「指導上の留意点と工夫」「全国障害者スポーツ大会における実施競技と指導方法」に含まれていることを意味している。

しかしながら、2016（平成28）年までの指導教本に記載されている一部競技の指導方法において、知的障害者に対するスポーツの指導は健常者と同じ練習や指導方法で良いという内容の記載も見られていた。このことは、知的障害者スポーツにおいて具体的な指導上の留意点や指導方法が明確ではなく、その指導における特有の専門性がまだ曖昧であると捉えることもできる。本稿では日本障害者スポーツ協会の基準カリキュラムと指導教本の範囲内で整理を試みたが、今後はその範囲を超えた活動の様相に着手する必要があるといえる。例えばスペシャルオリンピックスの取り組みは、本稿での分析の範囲に含めてこなかった。しかし、このスペシャルオリンピックスは長らく日本の知的障害者スポーツを支えてきた民間の全国組織である。そこでその指導者の養成はどのようになされているのかを整理することは、知的障害者スポーツの指導者特有の専門性を明らかにするためには必要不可欠と考える。

【脚注】

- 1) 能村藤一（1996）「知的障害者スポーツの現状と展望」総合リハビリテーション、24（3）、pp.275-277、p275。
- 2) 田引俊和（2020）「日本の知的障害者スポーツとスペシャルオリンピックス」かもがわ出版、p60。
- 3) 田中暢子（2013）「戦後日本における障害者スポーツの発展—1949年から1970年に着目して」体育研究、47、pp.11-24、p14。
- 4) 日本リハビリテーション医学会スポーツ委員会（1996）「障害者スポーツ」医学書院、p12。
- 5) 1952年にオランダの参加を得て国際競技大会へと発展し、第1回国際ストック・マンデビル競技大会として開催された。
- 6) （公財）日本障がい者スポーツ協会（2020）「障がい者スポーツの歴史と現状」、p7。
- 7) 当時は第13回ストック・マンデビル競技大会として開催され、国内では国際身体障害者スポーツ大会と呼ばれていた。IPC設立後には第2回パラリンピックと位置付けられている。以降、本稿では第2回パラリンピック東京大会と記す。
- 8) 藤田紀昭（2014）「障害者スポーツの過去、現在、未来」生涯発達研究、7、pp.7-17、p7。
- 9) 前掲6「障がい者スポーツの歴史と現状」、p7。
- 10) 同上「障がい者スポーツの歴史と現状」、p2。
- 11) 前掲3「戦後日本における障害者スポーツの発展—1949年から1970年に着目して」、p18。
- 12) 前掲6「障がい者スポーツの歴史と現状」、p3。

- 13) 同上「障がい者スポーツの歴史と現状」、p3。
- 14) 前掲3「戦後日本における障害者スポーツの発展—1949年から1970年に着目して」、p20。
- 15) 堀内雄斗（2016）「パラリンピックと障害者スポーツ—現状と課題—」レファレンス平成28年2月号、pp.127-147、p132。
- 16) 前掲8「障害者スポーツの過去、現在、未来」、p9。
- 17) 前掲2「日本の知的障害者スポーツとスペシャルオリンピックス」、p59。
- 18) 前掲6「障がい者スポーツの歴史と現状」、p11。
- 19) 正式競技としてクロスカントリースキー競技の4種目が設定された。知的障害者が初めて夏季パラリンピックへの参加が認められたのは1996年に開催されたアトランタ大会（陸上競技2種目、水泳競技2種目）からである。なお、1992年の第9回夏季パラリンピックバルセロナ大会の後にスペインのマドリードで知的障害者のパラリンピック大会が開催されているが、包括された大会として知的障害者が参加するようになったのは前述の大会からである。
- 20) 高橋豪仁（2017）「パラリンピック教育に関する一考察」次世代教員養成センター研究紀要、3、pp.99-109、p101。
- 21) 厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室「政策レポート（障害者スポーツ）」(<https://www.mhlw.go.jp/seisaku/2011/01/01.html> 閲覧日2020.11.11)
- 22) 前掲8「障害者スポーツの過去、現在、未来」、p10。
- 23) スポーツ庁ホームページ「第2期スポーツ基本計画の概要」（https://www.mext.go.jp/sports/content/1383656_001_300000714.pdf 閲覧日2020.11.2）
- 24) 前掲8「障害者スポーツの過去、現在、未来」、p11。
- 25) 前掲3「戦後日本における障害者スポーツの発展—1949年から1970年に着目して」、p13。
- 26) （公財）日本障がい者スポーツ協会（2020）「障害のある人のスポーツ指導教本（初級・中級）2020年改訂版カリキュラム対応」、ぎょうせい、p160。
- 27) 柴田幸男・竹内俊子・小林美夫（2003）「国際障害者スポーツムーブメントと日本知的障害者卓球大会の一考察」、中京大学教養論叢、pp.227-263、p244。
- 28) 藤田紀昭（2013）「障害者スポーツの環境と可能性」創文企画、p30。
- 29) 前掲28「障害者スポーツの環境と可能性」、p30。
- 30) 後藤邦夫（2017）「知的障害のある人とスポーツ」公益財団法人日本発達障害連盟発行、JL NEWS、109号、pp.1-5、p4。
- 31) 前掲30「知的障害のある人とスポーツ」、p4。
- 32) 前掲28「障害者スポーツの環境と可能性」、p35。
- 33) 前掲30「知的障害のある人とスポーツ」、p4。
- 34) 前掲2「日本の知的障害者スポーツとスペシャルオリンピックス」、p102。
- 35) 前掲26「障害のある人のスポーツ指導教本（初級・中級）2020年改訂版カリキュラム対応」、p160。
- 36) 永倉春男（1993）「7文化的活動-スポーツ」精神薄弱者問題白書1994年版、日本文化科学社、p139。
- 37) 総理府編「平成11年度障害者白書」大蔵省印刷局、p165。
- 38) 前掲1「知的障害者スポーツの現状と展望」、p276。
- 39) 1995年（平成7年）に兵庫県で開催予定であった第4回大会については阪神・淡路大震災により中止となっている。
- 40) 前掲26「障害のある人のスポーツ指導教本（初級・中級）2020年改訂版カリキュラム対応」、p160。
- 41) 身体障害者スポーツ大会については開催当初から国民体育大会のあとに同じ都道府県で開催していた。知的障害者スポーツ大会については開催を希望する都道府県の中から厚生大臣（当時）が決定し開催していた。
- 42) （公財）日本障がい者スポーツ協会HP「全国障害者スポーツ大会開催基準要項（令和2年4月改定PDF）」(https://www.jsad.or.jp/promotion/data/2020/zenspo_holding%20outline.pdf 閲覧日：2020.11.26)
- 43) （公財）笹川スポーツ財団（2017）「平成28年度スポーツ庁『地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）』報告書」（スポーツ庁委託調査）、p137。
- 44) 前掲43『地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）』報告書」、p57。
- 45) （公財）笹川スポーツ財団（2013）「平成24年度文部科学省『健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）』報告書」（文部科学省委託調査）、pp.90-117。
- 46) 前掲30「知的障害のある人とスポーツ」、p5。
- 47) 前掲45「平成24年度文部科学省『健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）』報告書」、p106。
- 48) 同上「平成24年度文部科学省『健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）』報告書」、p107。
- 49) 前掲30「知的障害のある人とスポーツ」、p5。
- 50) 藤原進一郎（2004）「競技スポーツとして発展したアダプテッド・スポーツ」矢部京之助・草野克彦・中田英雄編著、

- アダプテッド・スポーツ科学、市村出版、p14。
- 51) 金子元彦 (2019)「日本における障がい者スポーツ指導者養成のはじまり—初期の指導者講習会と体育関係者の貢献—」ライフデザイン学研究、15、pp.75-88、p76。
 - 52) 前掲51「日本における障がい者スポーツ指導者養成のはじまり—初期の指導者講習会と体育関係者の貢献—」、p80。
 - 53) 前掲50「競技スポーツとして発展したアダプテッド・スポーツ」、p14。
 - 54) 前掲26「障害のある人のスポーツ指導教本（初級・中級）2020年改訂版カリキュラム対応」、p31。
 - 55) 前掲6「障がい者スポーツの歴史と現状」、p36。
 - 56) 同上「障がい者スポーツの歴史と現状」、p3。
 - 57) (財)日本障害者スポーツ協会 (2000)「(財)日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者制度」、平成12年3月1日発行冊子、p12-p13。
 - 58) (財)日本障害者スポーツ協会 (2001)「(財)日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者制度」、平成13年3月1日発行冊子、p12-p13。
 - 59) (財)日本障害者スポーツ協会 (2004)「(財)日本障害者スポーツ協会公認障害者スポーツ指導者制度」、平成16年4月1日発行冊子、p11-p12。
 - 60) (財)日本障害者スポーツ協会 (2009)「(財)日本障害者スポーツ協会資格認定制度」、平成21年3月1日発行冊子、p7-p8。
 - 61) (財)日本障がい者スポーツ協会 (2020)「(財)日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツ指導者制度」、令和2年4月発行冊子、p10-p11。(https://www.jsad.or.jp/leader/data/2020/sports_leader_system_booklet.pdf 閲覧日：2020.11.30)
 - 62) (財)日本身体障害者スポーツ協会編 (1997)「身体障害者のスポーツ指導の手引き」、ぎょうせい。
 - 63) (財)日本障害者スポーツ協会編 (2004)「障害者のスポーツ指導の手引き第2次改訂版」、ぎょうせい。
 - 64) (財)日本障害者スポーツ協会編 (2009)「障害者スポーツ指導教本 初級・中級」、ぎょうせい。
 - 65) 同上「障害者スポーツ指導教本 初級・中級」、p87。
 - 66) 同上「障害者スポーツ指導教本 初級・中級」、p92。
 - 67) 同上「障害者スポーツ指導教本 初級・中級」、p92。
 - 68) 同上「障害者スポーツ指導教本 初級・中級」、p101。
 - 69) (公財)日本障害者スポーツ協会編 (2012)「障害者スポーツ指導教本 初級・中級 (改訂版)」、ぎょうせい。
 - 70) (公財)日本障がい者スポーツ協会編 (2016)「新版 障がい者スポーツ指導教本 初級・中級」、ぎょうせい。
 - 71) 同上「新版 障がい者スポーツ指導教本 初級・中級」、p114。
 - 72) (公財)日本障がい者スポーツ協会編 (2020)「障がいのある人のスポーツ指導教本 (初級・中級) 2020年改訂カリキュラム対応」、ぎょうせい。
 - 73) ここでのファンダメンタルについてはシュート、パス、ドリブル、オフボールの動き、状況判断、戦術理解などのバスケットボールに必要な個別の動作を正しく理解するといったスキルを指すと説明している。詳細は(公財)日本障がい者スポーツ協会編 (2020)「障がいのある人のスポーツ指導教本 (初級・中級) 2020年改訂カリキュラム対応」、ぎょうせい、p204を参照。
 - 74) 井上明浩・加藤泰樹 (2000)「知的障害者の競技スポーツ参加について」体育・スポーツ哲学研究、pp.17-29、p18。